



下呂市地元高校就職者奨励金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年5月26日

下呂市長 山内



令和8年下呂市告示第176号

下呂市地元高校就職者奨励金交付要綱の一部を改正する要綱

下呂市地元高校就職者奨励金交付要綱（令和6年下呂市告示第75号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(奨励金の交付) 第5条 奨励対象者は、基準日から1年以内に、勤務する市内事業所を通じて、規則第4条に定める補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。 (1) (略) (2) <u>在籍証明書（様式第2号）</u> (3) (略) (4)・(5) (略)	(奨励金の交付) 第5条 奨励対象者は、基準日から1年以内に、勤務する市内事業所を通じて、規則第4条に定める補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。 (1) (略) (2) (略) (3) <u>正規雇用を証する書類</u> (4)・(5) (略)

在職証明書

就業者	フリガナ 氏名	生年月日 昭和・平成 年 月 日		
	現住所	〒		
雇用開始日	年 月 日			
就業場所	事業所名・支店名等	住所		
		〒		
雇用形態（※）	<input type="checkbox"/> 正規労働者である（雇用期間の定めがなく、事業所の就業規則等に定める所定労働時間をフルタイムで働く者を指します。）			
備考				

証明日現在において、上記の通り当事業所に在籍していることを証明いたします。

証明日 年 月 日

住所

事業所名

代表者名



※ 注意事項

就業者の雇用形態が以下のいずれかに該当する場合（正規労働者以外の場合）は、交付対象外です。

- （1）パート・アルバイト（雇用期間の定めがなく、1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される正規労働者の1週間の所定労働時間に比べて短い就業者。）
- （2）在留資格が技能実習及び特定技能（1号）に該当する外国人
- （3）その他
 - ①契約社員（企業と有期雇用契約を締結し、契約期間内に勤務する者。）
 - ②派遣社員（派遣会社と雇用契約を結び、派遣先の企業で勤務する者。）
 - ③フリーランス等

附 則

この告示は、令和8年5月26日から施行する。